

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第8回会議録	
日時	平成24年3月16日(金)18:30~21:30
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 渡辺自治振興部長、市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、並木克美、山下洋子、多田淳之介</p>
傍聴人	あり(1名)
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. あいさつ 加藤委員長</p> <p>3. 資料確認 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>4. 議事 進行：委員長 (1) 政策会議・法規審査を踏まえた条文の討議 委員長) 政策会議が2月14日、3月15日、3月16日の3度にわたり開催された。また、3月上旬に法規担当による審査も行われた。それらを経ての、今日現在の条文案を、当委員会の提案と比較しながら確認したい。</p> <p>委員によって議論されたのは、下記「ポイント1~4」である。</p>

ポイント1) 前文「心豊かな生活」という表現について

<委員会案・前文>

文化芸術は、市民ひとりひとりの幸せな生活とまちづくりの活力を育む、欠くことのできないものです。



<3月16日案・前文>

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。

委員) 「心豊か」という表現は、他の自治体等でもよく使われており、没个性的に感じるし、「幸せ」よりも曖昧に思える。もっと他に富士見市らしい表現がないだろうか。

委員) 「心豊か」というのは、1980年代の国の政策転換と関わりのある表現であり、「物の豊かさ」という表現と対をなす概念として用いられている。

委員) 我々が謳わんとしていた「幸せな生活」とは、文化芸術にふれて、精神的に満たされること、すなわち「心豊かな生活」のことであることは間違いない。

委員) 特に現代社会においては、心の豊かさが大切であることを謳う必要があるのではないか。そういう意味でも、「心の豊かさ」という表現で問題ないと思う。

専門委員) さらに、法律においては、同じ意味をなすものは同じ表現で揃えるのが基本である。国の法律に倣ったのも、そのためである。もし前文の「心豊かな生活」という表現を変更するとしたら、第1条にある「心豊か」という表現もそれに倣って変更しなければならない。

委員長) 表現についてはさまざまなご意見があろう。条文においては「心豊か」という表現とし、逐条解説の中で「幸せな生活」を意味することや、他の表現を踏襲したわけではないことを記載していただくのはどうか。

ポイント1) 前文「心豊かな生活」という表現について
→提案のままとした。

ポイント2) 前文「長い歴史」の表現について

<委員会案・前文>

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、縄文時代から今日までの長い歴史の間に培われてきた、文化の土壌を継承してきました。



<3月16日案・前文>

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

事務局) 「縄文時代」と言い切ってしまうと、本当にその時代が文化の発祥なのかという点に議論が必要になってしまうため、このような表現を提案することとなった。

委員) 「いにしえから今日まで長い歴史の間に」という言葉を簡潔にしては。たとえば、その部分をまとめて「長い歴史に」とまとめては。

委員) だが、「長い歴史に培われてきた文化の土壌を～」とすると、歴史そのものが文化を培う上で重要であるかのように読める。この文脈で表現したいのは「文化の土壌が、長い時間をかけて培われてきた」ということであり、「歴史的な経緯が文化の土壌を培った」という意味ではない。

委員) “長い時間”という意味を感じさせるので、原文のままがいいのでは。

ポイント2) 前文「長い歴史」の表現について
→提案のままとした。

ポイント3) 第3条「介入・干渉」について

<委員会案・第3条>

- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体等の自主性及び創造性は、これを尊重する。また、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たって市は、文化芸術の内容に関して、介入又は干渉することのないように留意する。



<3月16日案・第3条>

- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。

委員) 気になるのは、「市は、文化芸術の内容に関して、介入又は干渉することのないように留意する。」という一文が消えていることだ。

事務局) 「市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する」という表現で、「文化芸術の内容に対して介入又は干渉することのないように留意する」という意味が含まれると考えている。

委員) 文化芸術の内容にたいして、行政からの介入や干渉を許すことはあってはならないと思う。そもそも、過去の提案の中にある「留意する」という表現も曖昧で、適切ではないと感じていた。

委員) だが、ここで「行政は文化芸術の内容に一切介入又は干渉をしない」と断言してしまうことが、はたして良いことだろうか。たとえば、「文化芸術活動を活性化させるために敢えて介入する行政と、それを受け入れる市民」という関係性も成り立つのではないか。また、「無責任な文化芸術活動が展開されることがあったときに、行政が疑問を投げかける」という場合もあり得るのではないか。

委員) 確かに、行政からの介入等を全面的に禁止するような内容にしてしまうと、いい意味での関わりさえ排除することになってしまう。

専門委員) いろいろと懸念があるのはわかるが、第3条に謳われているのは「理念」である。さまざまなケースを想定して細かく禁止事項を設けるよりは、富士見市が目指すべき目標を定めることが重要である。この条例そのものについても、「行政」を取り締まるためのものではなく、「富士見市」全体の理念をあらわすものだというのを、あらためて確認したい。

委員長) では、条文は、逐条解説で意味付けを補っていた上で、新しい提案のままということではよろしいだろうか。

委員) 了解した。

ポイント3) 第3条「介入・干渉」について
→提案のままとした。

ポイント4) 「推進機関」の表現について

<委員会案・第9条 >

市は、文化芸術の振興を推進するための委員会を設置するものとする。

↓

<3月16日案・第9条>

市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、推進機関を設置するものとする。

委員) 計画の推進機関については、以前の提案の中にあつた「委員会」という言葉では表現できないのだろうか。

事務局) 第10条「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」という附則の規定により、「推進機関」に関する要綱制定が可能なので、その中

で組織の詳細を定めることとなります。

ポイント4)「推進機関」の表現について
→提案のままとした。

(2) 今後のスケジュール

次第に従い、今後のスケジュールについて説明した。

5. 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第8回会議 次第

日時 平成24年3月16日(金)
午後6時30分から
場所 富士見市役所 市長公室

1 開 会

2 あいさつ 委員長

3 資料確認

4 議 事 議長 委員長

(1) 政策会議・法規審査を踏まえた条文の討議

(2) 今後のスケジュール

パブリックコメント 平成24年3月21日(水)～4月20日(金)

(3) その他

5 閉 会